

# 労働者の健康確保と健康保持増進のために

## ～ 労働者の心身の健康確保のための総合的対策～

### 基本的考え方

- 労働者の生涯において職業生活の占める割合は非常に高いことから、事業主は労働者に対し、仕事を原因とする健康障害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、健康保持増進措置に努める必要があります。
- 各種の措置を単発的でなく相互連携させ、総合的に推進することが重要です。
- 「**リスクを踏まえた健康確保措置**」と「**健康保持増進措置**」を総合的に推進し、**労働者の心身の健康確保**を目指しましょう。

### 対 策

#### リスクを踏まえた健康確保措置の実施

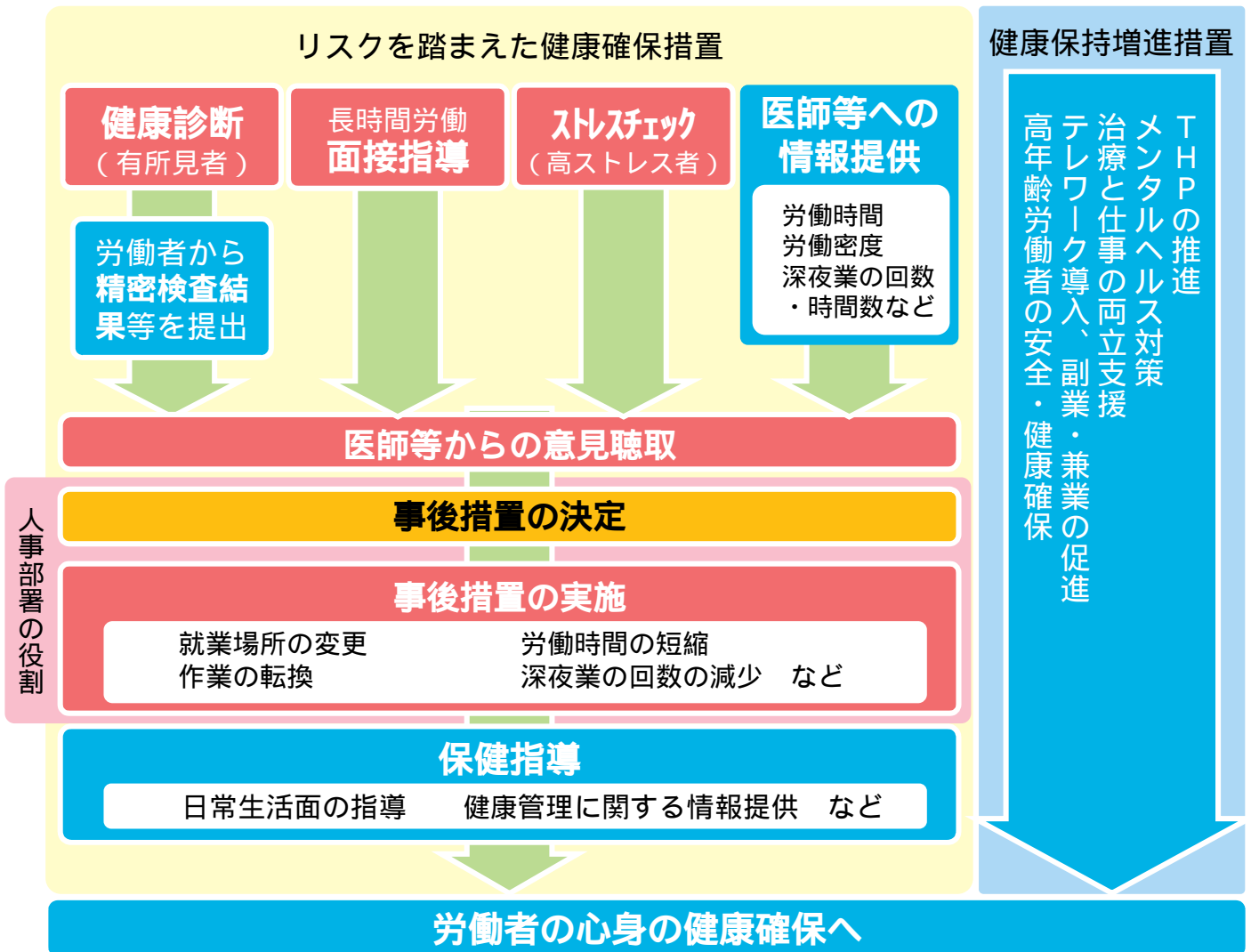
- **健康診断、長時間労働面接指導、ストレスチェック等**は、いずれも労働者の健康障害リスクの要因を把握するための機会（主に義務）です。
- 受診・受検した労働者に係る結果情報が一元的に管理等されていない状況が散見されます。
- 結果情報を**労働者ごとに一元管理し、総合的に評価**することで、適切な事後措置につなげましょう。

#### 健康保持増進措置及び労働者全体の健康水準向上に向けた取組

- **健康保持増進措置**（T H P 指針、メンタルヘルス指針に基づく取組など）は、**事業者の努力義務**です。
- 多様で柔軟な働き方（治療と仕事の両立支援、テレワーク導入、副業・兼業の促進、高年齢労働者対策など）を推進することは、人材確保や生産性向上の実現に繋がります。
- 義務と努力義務の優先順位を認識の上、**労働者全体の健康水準向上**に係る動機付けを行い、総合的な推進を図りましょう。

### 労働者の心身の健康確保へ

# 「リスクを踏まえた健康確保措置」と「健康保持増進措置」の関係



■ 義務    ■ 努力義務    ■ 判断が介在する事項    として表現。

- 義務である**リスクを踏まえた健康確保措置**と、努力義務である**健康保持増進措置**を総合的に推進し、労働者の心身の健康確保を図りましょう。

お問合せは、愛知労働局労働基準部健康課または最寄りの労働基準監督署をお願いします。(R5.3)